

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

このことについて、下記のとおり一般社団法人コミュニティデザイン(以下「特定法人」という。)を契約相手方として、契約手続きを行う予定としてますが、当該特定法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望するほかの者の有無を確認する目的で、「参加意思確認書」の提出を招請する予定である。

令和 8 年 2 月 20 日

真庭市長 太田 昇

1. 業務概要

- (1) 業務名 交流定住に関する情報収集、発信及び運営等に関する業務
- (2) 業務概要 別添「業務仕様書」による
- (3) 履行期間 契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約限度額 9,460,000 円(消費税及び地方消費税含む)

2. 契約予定先

岡山県真庭市久世 2374 番地 3  
一般社団法人コミュニティデザイン

3. 当該業務により達成しようとする業務目的

市役所、市民団体、地域活動等で、交流につながるあらゆる情報を収集し、蓄積、また発信することで、市内外からの交流及び定住の促進を図る。

4. 応募要件

当該案件に参加するものに必要な資格は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 市内に事業所を有する又は業務開始までに市内に事業所を設置予定であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。(法人及びその他団体にあつては、その代表者またはその他役員を含む。以下同じ)
- ③ 令第 167 条の 4 第 2 項の規定による入札参加資格の停止を受けている期間中でないこと。

- ④ 団体等が賦課されているすべての税(国税及び地方税)、その他の本市に対する金銭債務について滞納がある者でないこと。
  - ⑤ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
  - ⑥ 暴力団又は暴力団に関係すると認められるものでないこと。  
※応募資格確認のため、岡山県警察本部に照会する場合があります。
  - ⑦ 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る氏名停止規程(平成 18 年告示第 202 号)に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
  - ⑧ 活用の実施主体として適当でないと市長が認める者でないこと。
  - ⑨ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (2) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

## 5. 応募手続

### (1) 業務担当課名

〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

真庭市総合政策部地域みらい創生課地域振興係

TEL : 0867-42-1179 FAX : 0867-42-1353

### (2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- ① 交付期間：令和 8 年 2 月 20 日(金)から令和 8 年 3 月 4 日(水)まで
- ② 交付場所：(1)の場所に同じ

### (3) 参加意思確認書(様式第 1 号)の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限：令和 8 年 3 月 9 日(月) 17 時 00 分まで
- ② 提出場所：(1)の場所に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。)

## 6. 応募者が真庭市入札参加資格者名簿に登載されていない場合に必要の手続

### (1) 参加資格確認申請書(様式第 2 号)の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：5(3)①の期限に同じ
- ② 提出場所：5(1)の場所に同じ
- ③ 提出方法：5(3)③の方法に同じ

## (2) 添付書類

- ① 法人に関する調書(様式第3号) 1部
- ② 過去5年以内の事業実績(代表的なものに限る) 4部  
(様式は任意とし、A4版とする。縦横自由。枚数制限なし)  
なお、事業実績書には、次の項目について記載すること。  
○事業実施内容の概要

## (3) 参加資格要件の審査

### ① 審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出したのものについては、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けたものは、この提案に参加することができない。

### ② 参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月19日(木)までに上記5(1)の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

## 7. 業務内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

当該業務にかかる仕様書等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書(様式第4号)で、FAXにより行うこととし、令和8年2月20日(金)から令和8年3月6日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日は除く。

### (2) 質問の回答

FAXにより回答する。また、必要に応じて、内容を真庭市ホームページに掲載する。

### (3) 質問の提出場所

上記 5(1)の場所に同じ

(4) その他

参加意思確認書の提出後、仕様等についての不知又は理由として異議を申し立てることはできない。

8. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(3) 真庭市物品購入及び役務の提供等に係る参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿に登載されていない者であっても5(3)により「参加意思確認書」を提出することができるが、その者が技術(または企画)提案書の提出者として選定された場合であっても、技術(または企画)提案書を提供するためには、技術(または企画)提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(4) 3月議会で当初予算が否決される等、やむを得ない事情のある場合、契約を中止する。